

## 新設規制に関する事前評価書

規 制 の 名 称	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律案に基づく規制の新設
担 当 部 局	自然環境局野生生物課
評価実施時期	平成16年3月
規 制 の 概 要	<p><b>【目的・指標】</b>            特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）輸入その他の取扱いを規制するとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講ずることにより、特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害（以下「生態系等に係る被害」という。）を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することを目的とする。</p> <p><b>【制度の概要】</b>            特定の場合を除いて特定外来生物の飼養等、輸入その他の取扱いを禁止するとともに、国等による特定外来生物の防除を促進するほか、未判定外来生物の輸入の制限その他所要の措置を講ずる。</p>
規 制 の 必 要 性	<p>海外から我が国に導入された生物のうち一部のものは、我が国に本来生息・生育する生物とその性質を異にすることに起因して、我が国の生態系や、人の生命、身体等に係る深刻な被害やそのおそれを生じさせている。また、現行制度で輸入規制がなされていない海外に生息・生育する生物についても、新たな輸入を通じて同様の問題を生ずる可能性を否定できない。</p> <p>このため、このような外来の生物に係る問題への対処の必要性については、国会において、他の法律の制定や改正の審議の際の附帯決議として再三指摘されているところである。また、政府部内においても、新・生物多様性国家戦略（平成14年3月27日地球環境保全に関する関係閣僚会議決定）でその対策の推進の必要性が指摘されたところであり、さらに、平成15年3月28日に閣議決定された規制改革推進3か年計画（再改定）では、平成15年度中に、「実効ある制度の構築に向け法制化も視野に入れて早急に検討を開始し結論を出す」ことが明記されているところである。</p>
期待される効果	本法律案によって、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止し、もって生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与することができる。
予想される国民の負担	特定外来生物は、学術研究の目的その他主務省令で定める目的で主務大臣の許可を受けてその許可に係る飼養等をする場合、又は防除に係る捕獲等その他主務省令で定めるやむを得ない事由がある場合を除き、飼養等をしてはならない。

	<p>特定外来生物は、主務大臣の許可を受けた者がその許可に係る特定外来生物の輸入をする場合を除き、輸入してはならない。</p> <p>特定外来生物は、主務大臣の許可を受けて飼養等をし、又はしようとする者の間においてその飼養等に係る特定外来生物の譲渡し等をする場合その他の主務省令で定める場合を除き、譲渡し等をしてはならない。</p> <p>飼養等、輸入又は譲渡し等に係る特定外来生物は、当該特定外来生物に係る特定飼養等施設の外で放ち、植え、又はまいてはならない。</p> <p>特定外来生物の防除に際して立入りが必要な土地の所有者又は占有者は、主務大臣又は地方公共団体による立入り等を受忍しなければならない（損失補償は受けられる）。</p> <p>未判定外来生物を輸入しようとする者は、主務大臣に届出を行い、その届出に係る未判定外来生物が生態系等に係る被害を及ぼすおそれがない旨の主務大臣による通知を受けた後でなければ未判定外来生物を輸入できない。</p> <p>特定外来生物又は未判定外来生物に該当しないことの確認が容易にできる生物として主務省令で定めるもの以外の生物は、当該生物の種類を証する外国の政府機関により発行された証明書その他の主務省令で定める証明書を添付してあるものでなければ、輸入してはならない。</p> <p>証明書の添付を要する生物については、主務省令で定める飛行場又は港でなければ輸入できない。</p>
<p>学識経験を有する者の活用</p>	<p>環境省では、平成12年8月に野生生物保護対策検討会移入種問題分科会を設置し、平成14年8月に「移入種（外来種）への対応方針について」を取りまとめた（対応方針については<a href="http://www.env.go.jp/nature/report/h14-01/index.html">http://www.env.go.jp/nature/report/h14-01/index.html</a>参照）。</p> <p>また、平成15年1月より中央環境審議会野生生物部会移入種対策小委員会において検討を行い、同年10月に中間報告を取りまとめ、同年12月に中央環境審議会より「移入種対策に関する措置の在り方について」答申がなされた（審議会答申については<a href="http://www.env.go.jp/council/toshin/t13-h1505.html">http://www.env.go.jp/council/toshin/t13-h1505.html</a>参照）。</p>
<p>評価に当たって使用した資料その他の情報</p>	<p>移入種対策小委員会中間報告についてのパブリックコメント（平成15年10月6日～11月5日に実施。意見提出は209件。パブリックコメントの結果等については<a href="http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=4504">http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=4504</a>参照）</p>
<p>評価結果</p>	<p>本法律案により新設される規制により、特定外来生物の飼養等、輸入その他の取扱いを規制する制度が創設されるとともに、国等による特定外来生物の防除等の措置を講じられることにより、特定外来生物による生態系等に係る被害を防止することができると思われる。</p>